

IPコード取り入れに伴う「その他の乗船者」の明確化及びその他所要の改正のための検査心得改正について

○船舶検査心得 1-1 船舶安全法施行規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行	備 考
1-1 船舶安全法施行規則 第1章 総則	1-1 船舶安全法施行規則 第1章 総則	
(適用除外)	(適用除外)	
2.0(a) (略)	2.0(a) (略)	
(b) (1) (略)	(b) (1) (略)	
(2) 「その他の乗船者」とは、(1)の「船員」に準ずる者であつて下記に掲げる者をいう。 ただし、本項は下記に掲げる者が、証書記載の「旅客」定員を超えない範囲で「旅客」として乗船することを妨げるものではない。なお、旅客船の場合は、旅客船と非旅客船で適用される基準が異なることを踏まえ、前述に該当する者が「旅客」として乗船できるのは、旅客定員から12人を引いた人数未満に限るものとする。 (i) <u>船舶所有者等</u> 当該船舶の管理のため乗船する船舶所有者(船舶管理人及び船舶借入人を含む。)。この場合において、この者が法人の場合は、その役員とする。 (ii) <u>貨物等の監視業務等に従事する者</u> 貨物付添人、<u>フェリーにおいて専ら貨物固縛に従事する者、畜養漁業用の生け簀を曳航する作業船において専ら生け簀(す)の監視又は管理業務に従事する者、海上保安庁による投票箱等の運</u>	(2) 「その他の乗船者」とは、(1)の「船員」に準ずる者であつて下記に掲げる者をいう。 ただし、本項は下記に掲げる者が、証書記載の「旅客」定員を超えない範囲で「旅客」として乗船することを妨げるものではない。なお、旅客船の場合は、旅客船と非旅客船で適用される基準が異なることを踏まえ、前述に該当する者が「旅客」として乗船できるのは、旅客定員から12人を引いた人数未満に限るものとする。 (i) 当該船舶の管理のため乗船する船舶所有者(船舶管理人及び船舶借入人を含む。)。この場合において、この者が法人の場合は、その役員とする。 (ii) 貨物付添人	明確化のため

<u>送支援における付添人</u> (iii) <u>乗船する船舶の使用目的のために必要な業務(当該業務のために行う待機を含む。)</u>に従事する者 <u>警備、保安、試験、研究、消防、清掃、油防除作業、ケーブルの敷設、サルベージ若しくは医療に係る業務を遂行するために使用する船舶に当該業務を遂行するために乗船する者、国若しくは地方公共団体の職員であつて船内において業務に従事する者、船内に設置された売店等の施設において勤務する者又は乗船する船舶で当該船舶の使用目的のために必要な業務を遂行するために離陸若しくは着陸するヘリコプター等の運用のために必要な者</u> (iv) <u>法令等に基づき乗船する者</u> <u>税関職員、検疫官その他の船内において法令(条例を含む。)又は国際条約に基づく業務に従事する者</u> (v) <u>国際条約で定める要件に適合して乗船する者</u> <u>附属書[3]3.(3)に掲げる要件を満たす者であつて船舶安全法施行規則第 13 条の 7 に規定する産業人員等運送船に産業人員として乗船する者又は 2008 特殊目的船コード (MSC. 266(84)) 1.3.11 に規定する特殊乗船者であつて同コードの要件に適合する船舶に乗船する者</u> (vi) <u>船舶、船舶用機関又は船舶用品の製造又は修繕をする事業を営む者又はその関係者であつて、乗船する船舶又は当該船舶に係る物件の製造、改造又は整備のために臨時に短期間乗船する者</u> (vii) <u>練習船等における実習者</u> <u>公的機関が所有する練習船に乗船する実習生、公的機関が交付した就業体験に関する実施証明書を受有している者、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和 26 年法律第 149 号)第 17 条の 19 により準</u>	(iii) 警備、保安、試験、研究<u>等</u>に係る業務を遂行するために使用する船舶に当該業務を遂行するために乗船する者 (iv) 税関職員、検疫官、<u>その他船員以外の者であつて、船内において業務に従事する者</u> <u>(v) (新設)</u> <u>(vi) (新設)</u> <u>(vii) (新設)</u>	
---	--	--

<u>用する同法第 17 条の 6 の規定に基づき届け出られた船舶において特定の実習課程を受ける者又は海技教育機構の練習船による実習に代わるものとして導入される社船実習が満たすべき基準に従い、国土交通省海事局が確認した船舶を用いて本邦船舶運航事業者が実施する乗船実習を受けるために乗船する者</u>		
2. 2 (a) (略)	2. 2 (a) (略)	
<u>2. 2 (b) 第3号ホの「推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されてばら積みの油の運送の用に供するもの」とは、「専ら廃油を積載するバージであって、積載する廃油に含まれる油分の最大量が200m³未満であるもの」を除く。</u>	(新設)	専ら廃油を貯蔵するバージの取扱いの明確化
2. 2 (c) 第3号チの「堅固に結合して一体となる構造を有するもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。 (1)、(2) (略)	2. 2 (b) 第3号チの「堅固に結合して一体となる構造を有するもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。 (1)、(2) (略)	
3. 1 (a) ～4-2. 0 (a) (略)	3. 1 (a) ～4-2. 0 (a) (略)	
<u>4-2. 0 (b) 2. 2 (b) は、第4号について準用する。</u>	(新設)	
第3章 検査	第3章 検査	
(船舶検査証書又は臨時航行許可証を受有しないで航行できる場合) 44. 1 (a) (略)	(船舶検査証書又は臨時航行許可証を受有しないで航行できる場合) 44. 1 (a) (略)	
(b) 法第6条第3項の予備検査又は法第6条ノ5第1項の検定において救命艇、救助艇及び救命いかだ支援艇の性能確認として行う試運転は、本条の試運転に該当するものとみなす。	(b) 法第6条第3項の予備検査又は法第6条ノ4第1項の検定において救命艇、救助艇及び救命いかだ支援艇の性能確認として行う試運転は、本条の試運転に該当するものとみなす。	
附則 (令和7年5月30日)	附則 (令和7年6月1日)	

○船舶検査心得 1-3 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行	備 考
1-3 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則	1-3 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則	
第2章 製造工事又は改造修理工事に係る事業場の認定	第2章 製造工事又は改造修理工事に係る事業場の認定	
(認定の申請) 4.0(a) (略) (1)～(5) (略)	(認定の申請) 4.0(a) (略) (1)～(5) (略)	
(b) 認定の有効期間満了に伴う認定申請の場合(以下「認定の更新の場合」という。)については、(a)によるとともに次に掲げるところによること。 ただし、前回の認定の申請の時に提出した書類と内容に変更のない書類並びに第44条の2の規定に基づき提出した書類及び第44条の3の規定に基づき届け出た事項に係る書類は、提出させることを要しない。 (1)～(3) (略)	(b) 認定の有効期間満了に伴う認定申請の場合(以下「認定の更新の場合」という。)については、(a)によるとともに次に掲げるところによること。 ただし、前回の認定の申請の時に提出した書類と内容に変更のない書類並びに第28条の2の規定に基づき提出した書類及び第28条の3の規定に基づき届け出た事項に係る書類は、提出させることを要しない。 (1)～(3) (略)	
(c) (略)	(c) (略)	
第3章 整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定	第3章 整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定	
(認定の申請) 20.0(a) 地方運輸局長が行う認定のための審査は、書類審査及び実地審査により行うものとする。 (1) 書類審査は、提出された書類について審査を行い、必要に応じて追加書類を要求するものとする。 (2) 申請書に添付する書類は、附属書[3]「船舶安全法第6条ノ3に基づく事業場認定申請書に添付する書類」に掲げる内容のものとする。こと。 (3) 認定の更新の場合、前回の認定の申請の時に提出した書類と内容に変更のない書類並びに第44条の2の規定に基づき提出した書類及び	(認定の申請) 20.0(a) 地方運輸局長が行う認定のための審査は、書類審査及び実地審査により行うものとする。 (1) 書類審査は、提出された書類について審査を行い、必要に応じて追加書類を要求するものとする。 (2) 申請書に添付する書類は、附属書[3]「船舶安全法第6条ノ3に基づく事業場認定申請書に添付する書類」に掲げる内容のものとする。こと。 (3) 認定の更新の場合、前回の認定の申請の時に提出した書類と内容に変更のない書類並びに第28条の2の規定に基づき提出した書類及び第	

第44条の3の規定に基づき届け出た事項に係る書類は、提出させることを要しない。	28条の3の規定に基づき届け出た事項に係る書類は、提出させることを要しない。	
(b) (略)	(b) (略)	
第4章 運用規程の認可並びに遠隔支援業務に係る事業場の認定及び整備規程の認可	第4章 運用規程の認可並びに遠隔支援業務に係る事業場の認定及び整備規程の認可	
(認定の基準)	(認定の基準)	
35.1(a) (略)	35.1(a) (略)	
<u>(b) 事業場の認定にあたり、以下の事項が確認されなければならない。</u> <u>(1) 当該船舶の状態を監視及び診断するために必要なデータを表示する機能を有するものであること。</u> <u>(2) 船舶と事業場の間の接続及び通信について、通信途絶又は通信品質の劣化を考慮し、適切に冗長性が確保されたものであること。</u> <u>(3) 事業場は、不正アクセスから保護され、サイバーセキュリティが適切に確保されたものであること。</u> <u>(4) 遠隔支援業務を行う人員及び船上で船舶の運航に従事する人員（航海士、機関士等）の役割に関するマニュアルを備えていること。</u>	(新設)	
第5章 雑則	第4章 雑則	
(承認)	(承認)	
44-2.0(a) (略)	28-2.0(a) (略)	
(b)～(d) (略)	(b)～(d) (略)	
(届出)	(届出)	
44-3.0(a) (略)	28-3.0(a) (略)	
(b)～(d) (略)	(b)～(d) (略)	
(e) 第7号に係る届出については、13.3(b)及び44-3(a)(2)、(3)を準用する。	(e) 第7号に係る届出については、13.3(b)及び28-3(a)(2)、(3)を準用する。	

○船舶検査心得 3-4 船舶自動化設備特殊規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行	備 考
3-4 船舶自動化設備特殊規則	3-4 船舶自動化設備特殊規則	
附則 (令和7年 <u>5月30日</u>)	附則 (令和7年 <u>6月1日</u>)	